

## 新会社法施行に伴う平成 18 年度における変更点について

※平成 18 年 5 月 1 日から新会社法が施行されました。

- ①有限会社法が廃止のため、新規には設立不可能です。又既存の有限会社は経過措置により、そのまま存続します。(特例有限会社)
- ②会社の最低資本金の制限は無くなり、例えば 1 円でも設立、維持(定款変更  
に注意)は可能になりました。
- ③定款に株式譲渡制限を付けた場合、取締役の人数は 1 人でも可能。また、取締役の任期は最長 10 年まで延ばせます。

計算書類の変更になりました。(利益処分案、損失処理案の廃止。)

(従来)

(これから)

- |        |             |
|--------|-------------|
| ①貸借対照表 | ①同左         |
| ②損益計算書 | ②同左         |
| ③利益処分案 | ③株主資本等変動計算書 |
| ④営業報告書 | ④個別注記表      |

注)

- ①について：従来の資本の部は純資産の部に変わりました。又法人が自己株式を取得した場合には、純資産の部から直接控除するようになりました。
- ②について：損益計算書の末尾は当期純利益(損)までの表示になりました。従来は当期末処分利益(損失)まで。
- ③について：配当(剰余金の分配)は期中において何回でも行うことが可能になりました。そのため決算後の利益処分案を廃止にし、株主資本等変動計算書が出来ました。
- ④について：貸借対照表や損益計算書に注記されていた事項が、まとめて記載されることになりました。(2006. 10. 19 更新)